

1. NPO 法人とは何ですか？メリットや特徴は？

NPO は Non Profit Organization の略で、「非営利組織」と訳されます。NPO 法人とは、法律上は「特定非営利活動法人」と言い、特定非営利活動促進法(NPO 法)に基づき法人格を取得した非営利法人です。つまり、NPO 法人とは不特定多数の者の利益を目的として社会貢献を行う民間の非営利法人ということです。

1990 年代初めごろから市民活動が活発化してきましたが、1995 年の阪神・淡路大震災を契機に市民団体が簡単に法人格を取得できる、新しい制度の必要性(個人ではできない組織的な公益活動が行える)を訴える声が高まりました。そして、1998 年に議員立法で NPO 法が制定され NPO 法人が誕生することとなりました。

最大のメリットは「法人格の取得」です。法人格を取得するということは、法人自体が権利・義務の主体となることができるということで、銀行口座の開設や事務所の賃借などを団体名で行うことができます。また、法に従った運営と情報開示で「社会的信用」を高めることもできます。

NPO 法人は、原則として誰でも、しかも資金なしで設立することができる点に最大の特徴があります。資金が必要ないだけでなく、申請手数料も登記手数料もかかりません。自分たちだけで設立すればほとんど無料で設立することができます。

その一方で、NPO 法人には、負うべき義務があります。例えば、NPO 法に従い事業報告書等の作成、提出により情報公開を行う必要があることなどが挙げられます。